

8 誤解や偏見、差別をなくそう

—アイヌの人々の人権問題—

～アイヌ民族としての誇りを尊重しよう～



アイヌ民族は、現在の北海道において自然と共生しながら、様々な固有の文化を育んできました。しかし、明治以降、近代化が進められ生活の基盤と文化が奪われ、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受けてきました。国連人権委員会による聞き取り調査などで差別の実態が明らかとなり、現在もアイヌ民族に対する差別はあるとの見解が示されました。

このような中、今後、私たち一人ひとりがアイヌ民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深めることが、アイヌ民族への偏見や差別をなくすために必要な、大きな一歩となるのです。

【アイヌ民族支援法】

1997年に制定されたアイヌ文化振興法に代わるものとして、2019年に文化の継承や地域振興を後押しする『アイヌ民族支援法』が成立しました。この法律は、アイヌを初めて「先住民族」と明記しています。

【アイヌ語が起源とされる日本語】

アイヌ語が起源となり日本語に入ってきたと思われる言葉で、身近なものは北海道の地名です。たとえば、登別、稚内、利尻、襟裳、知床などがアイヌ語が起源とされています。

問い合わせ先・相談窓口

機関名	電話	受付日・受付時間
公益社団法人 人権教育啓発 推進センター	0120-771-208	月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く） ※日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談下さい

9 ルールやマナーを身につけましょう

—インターネットによる人権侵害—

～使い方次第で加害者にも被害者にもなります～

インターネットとは、世界中のコンピューターを一つのネットワークで結ぶ情報通信上のシステムであり、人々に便利な生活をもたらしています。しかし、インターネットには匿名性があり、情報発信が容易にできるといった面から様々な問題が起きております。例えば、SNS(X、Facebook、Instagram、LINE など)でも他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現などの掲載、事件の被害者などの実名・顔写真の掲載など、人権に関わる問題が年々増加しております。

ネット上のトラブルへの対応は、国や地方自治体も取り組んでいますが、個人としての対応策も必要です。

個人としての対応策

- ホームページに詳細な個人情報を載せない
- ID やパスワードの管理を厳重にする
- 知人の個人情報にも注意する
- SNS 上での発言などに気をつける
- 著作物の無許可アップロードや知人写真の無断掲載など、著作権や肖像権に注意する
- 出所不明の情報を安易に拡散しない



相談窓口・問い合わせ先

機関名	HPアドレス / 電話番号
警察庁「インターネット上の誹謗中傷等への対応」	https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/defamation.html
法務省「人権擁護局」	http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html

10 病気の苦しみを一層深めてはいませんか？

—H I V感染者等の人権問題—

～「どんな病気か知っている？」正しく理解して欲しい～

ハンセン病、H I V感染・エイズなどでは、その病気がどういうものであるか、感染源や感染ルートについての正しい知識や理解がないままに、患者や感染者が差別されることがあります。

ハンセン病は感染力の弱い感染症なのですが、日本では1907（明治40）年の「らい予防法」で患者を強制隔離してきました。1996（平成8）年に法が廃止されるまで、ハンセン病患者とその家族は、社会から隔離され、まさに人間としての尊厳を奪われた状態におかれてきたのです。

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスによって引き起こされる病気です。H I V感染＝エイズということではありません。感染経路は限られており、また感染力も非常に弱いため、学校・職場・家庭等での日常生活では感染しません。しかし、H I Vやエイズに関する誤った知識で、多くのH I V感染者・エイズ患者は職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。感染によって、その人の尊厳は決して変わるものではないのです。

あなたは、患者・感染者を好奇の目でみたり、逆に自分には関係ないこととして全く無理解・無関心のままでいたりしていませんか？

こうした病気の患者・感染者とその家族の人たちは、病気だけでなく社会の差別や偏見とも闘っているのです。

だれもが安心して暮らしていけるようにするために、私たちはこうした人たちと、ともに生きる仲間として手を取り合うことが必要なのではないでしょうか。



12月1日は世界エイズデーです
レッドリボンのメッセージ:エイズに関して偏見を持っていない、
エイズとともに生きる人々を差別しない

ハンセン病について

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚がおかされる感染症です。菌の感染力は弱く、乳幼児など抵抗力が弱い状態で、繰り返し皮膚の接触がなければ感染することはありません。遺伝病でもなく、現在は外来治療だけで完全に治癒します。

しかし、病気に対する誤解などのため、患者や元患者の皆さんは、長い間差別や偏見を受けてきました。

2001（平成13）年5月、過去の国の施策についてのハンセン病国家賠償請求訴訟では、原告勝訴が確定し、6月には「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。

現在も全国15カ所のハンセン病療養所には、ハンセン病患者が入所しています。私たち一人ひとりがハンセン病についての正しい認識を持ち、患者や元患者の皆さんが安心して充実した毎日を過ごせるよう、差別や偏見をなくしていく必要があります。

相談窓口・問い合わせ先

機関名	電話・FAX	主な内容	受付日・受付時間
埼玉県エイズ ホットライン	048-764-3030	エイズの不安や悩みにお応えします。	月・水・金 10時～16時 祝日・年末年始を除く
川口市保健所 疾病対策課	048-266-5557	HIV（エイズ）・性感染症 の検査、相談等	8時30分～17時15分 （土、日、祝日、休日、 年末年始を除く）

1 1 必要なのは周囲の理解と支援です

—犯罪被害者やその家族の人権問題—

～「被害で苦しんでいるのに・・・」手を差しのべてください～

これまでの社会の仕組みの中では、犯罪の被害に遭われた方が再び日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようになるための、十分な支援が行われてきませんでした。

最近、犯罪被害者やその家族が身体・精神・経済などさまざまな問題に直面していることの認識が社会の中で深まってきました。このことを受けて、警察や関係機関・団体などによる支援活動が進められています。

犯罪被害者やその家族は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を盗られるといった直接的な被害のみならず、精神的な苦痛や身体の不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさや中傷、マスメディアの報道による不快感など、被害後に生じる二次的被害といわれるさまざまな問題に苦しめられています。私たちは、だれもが犯罪被害者となる可能性があります。被害者、そして、その家族の人たちの気持ちに寄り添い、できることから支援することが大切なのではないのでしょうか。

相談窓口・問い合わせ先			
機関名	電話・FAX	主な内容	受付日・受付時間
彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	048-862-0001	犯罪被害に関する相談・犯罪被害によるこころの悩み	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）	048-839-8341	電話相談・面接相談・医療機関受診・付き添い支援・法律相談	24時間 365日対応
川口市犯罪被害者総合支援窓口（防犯対策室）	048-242-6361	電話相談・個室での面談（予約制）・庁内連絡体制による支援	月～金 8時30分～17時15分 祝日、休日、年末年始を除く

1 2 できることから始めましょう

—災害時における人権への配慮—

～二重の災害に苦しんでいます～

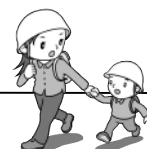
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、特に東北地方において多くの命を奪いました。この災害は、生活に心の痛みをもたらしただけでなく、農業、製造業、観光業などが風評被害に見舞われ、人々の暮らしを一変させました。

被災した人たちが安らぎを得られるはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題が生じ、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などのいわゆる「要配慮者」や女性に対する避難所での配慮が問題になりました。

また、この災害では根拠のない思い込みや偏見から原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、子どもが避難先の学校でいじめられたりする問題が起きています。

私たちは、災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について関心と認識を深めることが必要です。被災された人たちに対して過剰に反応せず、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適切に対応できる態度を身につける必要があります。

避難所生活での「困りごと」※一例



【高齢者】

大勢が密集して暮らしているので通路が狭く、段差もあり、トイレも和式のため、用を足しに行きづらく、我慢してしまう。脱水症状や便秘など体調不良を起こした。

【視覚障がい者】

避難所の真ん中付近が居住スペースに割り当てられると、一人での移動が難しい。

【聴覚障がい者】

救援物資配布の告知が放送だけで、気がつかずに受け取れなかった。

相談窓口・問い合わせ先

機関名	電話	受付日・受付時間
川口市 危機管理課	048-242-6357	月～金 8時30分～17時15分（祝日、休日、年末年始を除く）

1 3 正しい理解を深めましょう

—性的少数者の人権—

～個人の性自認や性的指向は様々です～

性的少数者（性的マイノリティ）とは

個人の性について考えるとき、次の4つの観点の持つことが必要とされています。

- 身体の性別：生物学的に男か女かを指すもので、「生物学的性別」とも言います。
- 性自認：本人が自認する性別のことで、「心の性」とも言います。
- 外見の性別：見た目の性別のことで、いわゆる「男らしさ」「女らしさ」を指します。
- 性的指向：恋愛感情や性的欲望がどの性別に向かっているかを指します。

多くの人（マジョリティ）は、身体の性別、性自認、外見の性別が一致し、性的指向が異性に向かっています。ところが、必ずしもこのような状態でない人も一定数存在します。このような人のことを「性的少数者（性的マイノリティ）」（「LGBTQ+」（※4）と表現されることもあります）と言います。

近年、どうしても、自分の性別に違和感を持ち、受け入れられない人がいることがわかってきました。このように自分が男であるか、女であるかという意識と、決められた性別とが、自分の気持ちの中でしっくりいっていない状態、あるいは受け入れられない状態にあることを医学用語では「性同一性障害」と

呼んでいます。

人間の性に対する理解を深め、偏見をなくしていきたいものです。

人間の性愛については、異性を愛する人が多数ですが、同性愛・両性愛の人
もいます。人は誰を愛するか、いろいろな選択がなされています。(※5) 世界
には、同性同士の結婚を合法としている国もあります。

人間の性のあり方について、広く柔軟な考え方をもち、理解を深めることも
必要なのではないのでしょうか。

(※4)・「**LGBTQ+**」: レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、
トランスジェンダー (T) クエスチョニング (Q) その他 (+) の頭文
字をとった言葉です。

・性的少数者の存在割合 (電通ダイバーシティ・ラボによる「LGBT 調
査 2018」): 国内では、8.9%の割合で存在すると言われています。
(概ね 11 人に 1 人)

(※5) 日本では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が
平成 16 年 7 月 16 日に施行されました。

相談窓口・問い合わせ先			
機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
東京弁護士会	03-3581-5515 〈セクシュアル・マイ ノリティ電話法律相 談〉	相談料無料。LGBT の法律問題に詳しい 弁護士がお受けしま す。	毎月第 2・第 4 木曜日 祝祭日の場合は翌金曜日 17 時～19 時
〈よりそいホットライ ン〉 一般社団法人社会的包 摂サポートセンター	0120-279-338 (性的マイノリティ の相談はガイダンス にそって #4 を押し てください。)	無料。どんな人のどん な悩みにもよりそっ て、一緒に解決する方 法を探します。	24 時間、無休
川口市保健所 健康増進課	048-242-5152	【性と健康の相談】 セクシュアリティに 関するお悩み、健康に 関するお悩みについ て、相談をお受けいた します。	【電話相談】 毎週木曜日 10 時から 15 時 まで (祝日、年末年始除く) 【面接相談】 毎週火曜日・水曜日 10 時から 15 時まで (祝日、 年末年始除く)

1 4 未だ解決に至っていません

—北朝鮮当局による拉致問題—

～拉致問題は重大な人権侵害です～

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しました。しかし、その後、実行されないままとなっています。

川口市においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者などの存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は重大な人権侵害であることから、市民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

そのため、川口市では「川口市拉致被害者等の早期帰郷を望む条例」が制定され、令和5年12月25日に施行されました。

また、埼玉県でも「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」が制定され、令和6年12月24日に施行されました。

この条例は、拉致問題等に関する理解の増進を図ることでその解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的としています。

相談窓口・問い合わせ先・関連リンク			
機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
川口市 福祉総務課	TEL 048-259-7929 FAX 048-255-3188	北朝鮮による拉致問題 について	月～金 8時30分～17時15分 ※祝日・年末年始を除く
関連リンク		HPアドレス	
政府拉致問題対策本部ホームページ 「北朝鮮による日本人拉致問題」		http://www.rachi.go.jp/	
警察庁ホームページ「拉致の可能性を 排除できない事案に係る方々」		https://www.npa.go.jp/bureau/security/abduct/list.html	
法務省ホームページ「北朝鮮当局による人 権侵害問題に対する認識を深めましょう」		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html	
「川口市拉致被害者等の早期帰郷を望 む条例」に関するページ		https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/010/4/44042.html	
「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施 策の推進に関する条例」に関するページ		https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/ratimondai/jourei.html	

15 さまざまな人権問題

—これまで考えてきた問題の他にも 人権問題は数多くあります—

【犯罪や非行をした人】

犯罪や非行をした人が社会復帰を目指していく中で、本人及びその家族の人権にも配慮する必要があります。刑務所等出所時、周囲の偏見から、就労や住居の確保が困難であるという問題を抱えています。また、その家族であるというだけで差別的な扱いを受ける場合もあります。

犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、偏見にとらわれず、社会が温かく迎え入れる必要があります。

相談窓口・問い合わせ先			
機関名	電話	内容	受付日・受付時間
川口地区更生保護サポートセンター	048-229-0865	地域の犯罪・非行に関する相談。 更生保護に関する情報提供。 保護司活動についての相談。	火～土曜日 10：00～16：00 (閉所となる日もあります)
川口市 福祉総務課	048-259-7647	更生保護に関するご案内	月～金 8時30分～17時15分 (祝日・休日・年末年始を除く)

【ホームレスの人権】

路上生活者（ホームレス）は、その自立を妨げるさまざまな要因があり、住居の確保はもちろん、就職が困難であるほか暴行を受けるなどの問題を抱えています。

このほかにも、非正規雇用などによる生活困窮者問題、強制労働などを目的とした人身取引などさまざまな人権問題があります。